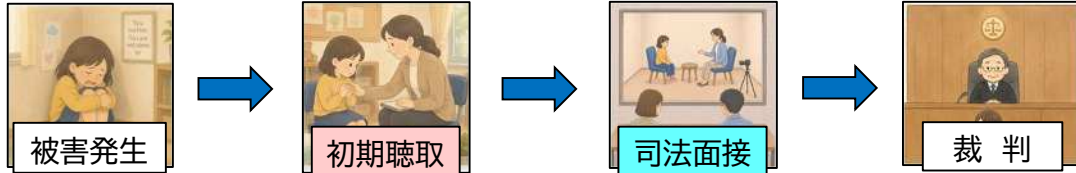




子どものSOSを適切につなぐために 「教職員のための初期聴取研修会の御案内」

～県警から学校等に出張し、研修を実施します～

虐待などの被害発生から裁判までの大まかな流れ



初期聴取とは？

- 被害を打ち明けた子どもたちから、初めて被害について聞き取ることを、「初期聴取」と呼んでいます。
- 先生方は、子どもたちにとって、身近な相談相手であり、被害にあったことを打ち明けられることがあるかと思えます。その際、先生方には、子どもから「だれが、何をしたのか」について、聞き取っていただき、その内容を児相や警察等にご連絡いただければと思います。
- 先生方が聞き取った子どものお話は、裁判において重要な証拠になります。また、初期聴取をした先生が裁判で証人として出廷を求められる可能性もあります。裁判で問われるのは「何を聞いたか」ではなく「どのように聞いたか」です。

司法面接とは？

- 警察・検察・児相が連携して、虐待などの被害にあった子どもたちから、専門的な聴取方法により被害状況の聞き取りを行うことです。
- 専門的な聴取方法によって、聴取者による誘導等を避けながら、子どもの自発的な報告を得ることで、子どもの記憶の汚染や変容を防ぐことができます。聴取回数は原則1～2回程度に留め、子どもの負担を軽減するよう努めています。
- 聴取する際は、録音・録画を実施して、子どもの動作ややり取りを正確に記録します。

初期聴取はとても重要です。

司法面接や裁判を見据えて、誘導等がない初期聴取が求められています。

では、初期聴取はどうすればいい？

■ 質問の仕方

⊗ 大人から誘導等をかけた質問

お父さんに叩かれたの？
こう叩いたんじゃない？
いつ？どこで？何回？
怖かったね、痛かったね

⊙ 子どもから自発的な報告を得るための質問(オープン質問)

ここ、どうしたの？
何があったの？
うんうん、それから？
その後どうなったの？

■ どこまで聞けばいいか

「だれが、何をしたか」

(例) パパが頭、たたいた

ここまで聞き取れば十分です。この時点で、児相通告や警察への通報を検討してください。

聞き取りは1回
に留めてください。

■ 記録化をする(逐語記録)

聴取時の子どもと先生の言葉を「そのまま記録」してください。

(例)
子供：昨日、パパがね
先生：うん、どうしたの？
子供：頭パンって叩いたの
先生：うん、それから？
子供：頭が痛い
先生：お話ししてくれて、ありがとう・・・

県警から学校等に出張し、初期聴取研修会(講義、ロールプレイ)を実施します。



【担当】茨城県警察本部 人身安全少年課 少年サポートセンター係
☎029-231-0976 ✉keishonen@pref.ibaraki.lg.jp